

厚生文教委員会記録

とき 令和7年12月18日

国分寺市議会

厚生文教委員会

令和7年12月18日（木）

○ 出席委員

委員長	皆川りうこ
副委員長	鳥居あかね
委員	高野ふみお
	松岡まり
	田中政義
	星いつろう
	木島たかし

○ 審査事項

- 1 議案第114号 国分寺市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について

《報告事項》

- (1) 物価高対応子育て応援手当について
- (2) その他

午前10時17分開会

○皆川委員長 　ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。



○皆川委員長 　それでは、審査事項の順に進めてまいります。まず、議案の審査を行います。

議案第114号 国分寺市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○千葉子ども若者計画課長 　議案第114号、国分寺市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について、御説明させていただきます。資料を御提出してございますので、併せて御覧ください。

この条例の制定に当たりまして、この時期となりました経過から御説明させていただきます。

こちらにつきましては、内閣府令第95号により子ども・子育て支援法の改正がございまして、ここで市が条例を制定する必要があるのですが、その内閣府令の公布が令和7年11月13日ということで、今回が最短の時期ということで、ここで提案させていただき、条例の制定について上程させていただいているという事情がございます。

この条例の契機となったそのほかの説明でございます。令和6年6月12日に公布されました子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月より、保育所に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の乳児を対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」、こちらについては「乳児等通園支援事業」と「乳児等のための支援給付」を合わせた内容が創設されました。こちらは、令和8年4月1日より全国で実施されることになっております。

当市においては、「乳児等通園支援事業」に係る認可基準を定める「国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」は、令和7年第3回定例会において制定し、施行しているところでございます。第3回定例会で同時制定がかなわなかったのは、今、お話ししました国の府令の公布が発出されなかったということによります。

本日お諮りしているのは、乳児等のための支援給付について、令和8年4月1日施行分の改正法による改正後の子ども・子育て支援法の第54条の2第2項の規定に基づき、市長は、乳児等通園支援事業を行う者について、利用定員の設定と合わせて給付の対象事業者として適当なものであることの確認を行うための条例を制定する必要があります。当該確認は、新法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により市が条例で定める基準に照らして行うこととなるため、令和7年第4回定例会において、当該基準を定める条例を制定するものでございます。

資料1ページの項番2を御覧ください。こちらは認可と確認について、主なものを対比できるような形で表にさせていただいております。内容として、項目に目的、市条例名、根拠法令、主な審査・確認事項等について整理した表でございますので、御確認いただければと思います。認可を受けた上で確認を受けた後に、新たな給付制度として創設されました乳児等のための支援給付における乳児等支援給付費によって、事業運営に対する財政支援が行われることとなります。資料の2ページの上段を御覧ください。結果の欄に「確認を受けると給付の対象となる」旨を記載させていただいております。

資料の2ページの項番3では、運営の基準に関する条例の概要をまとめさせていただきました。(1)従うべき基準と参酌基準については記載のとおりで、「従うべき基準」は必ず適合しなければならない基準でございます。条例の内容は法令の基準に従わなければならないこととなっております。「参酌すべ

き基準」については、十分参照しなければならない基準でございます。条例の制定に当たっては、法令の基準を十分に参照した上で定めなければならないこと、地域性などの特別な事情がない限り従う必要があるというものでございます。条例の基準となる事項については記載のとおりでございます。

(2) 基準の概要については主なものを記載しております。

利用定員に関する基準については、事業者が園の実情に応じ、認可申請により提出された数について確認を行うこととなり、定員以上の受入れをしてはならないこととなっております。

面談については、利用する前に必ず対面もしくはオンラインにより行わなければならないこととしてございます。

支払については、守るべき内容を規定してございます。

運営規程、勤務体制の確保等については参酌基準として記載してございます。

今回この条例を制定するに当たりまして、横出し・上乘せの制度は行っておりませんので、法令に基づくものを基に制定しております。

項番4に、今後のスケジュールをお示ししております。令和8年1月～2月中には認可審査及び確認受付を行い、その後、審査に入ります。あわせまして、市報等により利用者の認定についての周知を行う予定でございます。3月には、確認に係る利用定員設定の意見聴取、こちらについては、子ども・子育て会議において行う予定としております。そして、4月に入りまして乳児等通園支援事業が開始されることになってございます。

制定につきましては、施行日を内閣府令と同様の令和8年4月1日としております。

説明については以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○皆川委員長 担当の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○星委員 説明ありがとうございました。ちょっと遅れた理由も分かりました。内閣府から出てくるのが遅くてということでした。何で最終日なのかなと思っていましたが、そこは分かりました。

確認ということで幾つかあるんですけども、今回の議案は特定乳児等通園支援事業で特定がついていて、前回、第3回定例会のときは特定がついていないんです。前は許可のことで、今回は確認ということですが、この特定がついている理由を教えてください。

○千葉子ども若者計画課長 こちらについては、今の御説明の中でも申し上げましたが、給付の対象となる施設について、確認することにより、特定という文言がつくこととなります。

給付対象となった場合には特定という言葉が付きまます。前回、制定しているときには、施設等の設備について認可するためのものでございまして、今回は、確認することによって給付ができるようになりますので、特定という文言がつくこととなります。

○星委員 そういう使い分けがされているということで、分かりました。

あと、冒頭に内閣府令公布が令和7年11月13日だったので議案提案もこの時期になったということなのですが、分かればなんですけど、同じことも誰でも通園制度が前から先行実施みたいなこともやっているのに、こんなに確認の時期がずれた理由について、国から何か説明があるんでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 今回、国のほうでこの条例制定に当たってパブリック・コメントをしまして、その中でも同じ質問が出ていました。「なぜ遅くなったのですか」という質問があったんですが、そこについて、国は「御意見賜ります」ということでそのまま終わっていました。その意見としては、もっと早くできたんじゃないか、自治体が準備をするのが大変なのになぜ遅くなったのか、という内容だっ

たんですが、そこに対して、国としての回答は「御意見賜ります」ということでしたので、今回、遅れた理由というのはちょっと分からないんですけども、一応そういう御意見もあったということをお伝えさせていただきます。

○星委員 特に国は理由を示していないけれども、自治体としても急いでやらなければいけない状況になってしまったということです。分かりました。

あと、お聞きしたいのは中身についてなんですけども、資料の3ページ、支払の第13条第2項のところなんですけども、質の確保及び向上を図る上で必要な対価については、差額分が発生したら保護者に支払いをお願いすることができるということなんですけども、これは先ほど、横出し・上乘せはしていないということだったので、月10時間ということですよ、始まって。ということで、保育所並びに幼稚園に来るお子さんはそんなに頻繁に来るわけではないので、保育士のほうも、子どものほうも、なかなか慣れない環境というのがあるので、安全性の問題についてはより考慮しなければならず、受け入れる側も結構様々な工夫とか、責任も伴いながら受け入れていただくんだなと考えているんですけども、そうした意味で質の確保及び向上というのは大事だと考えているんですけども、その辺はどのように捉えればよろしいのかということをお伺いしたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 今回、乳児等通園支援事業という事業が開始されることになるんですが、通常の保育所にお子様をお預けになる場合には、そのお子様に対して実施計画のようなものを立てて、どのように保育をしていくかというようなことの計画があるんです。そういった計画も同じように立てて、お子様を預かるようにします。また、虐待防止とか保育所で預かる内容とほぼ同等の仕組みができておりますので、質については担保されているものと考えてございます。

○星委員 分かりました。ただ預かるだけじゃなくて、そういう計画までつくって預かるということが問われているということなんですね。それでお聞きしたいのは、その場合、そういうことを受入れ側もやってくださるということで、その上で費用というのはそれぞれに違ってくると思いますが、どのようなことが考えられるのですか。必要なことを調えるために保護者にも求めることがあるという基準だと思うんですけども、費用を求めるのですか。この辺について、どのようなことが想定されるのかお願いします。

○千葉子ども若者計画課長 費用については事業者が決定することにはなっているんですけども、ただ、国が一定の基準を示しておりますので、利用者から頂くお金については、そこから大きく外れることはないかなと思っております。また、それ以外の運営に関する費用については、今後の予定では、国が公定価格のようなものを定めて、それを市から園に払うような状況になろうかと思っております。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○松岡委員 よろしくお願いたします。今の星委員の質疑の中である一定は理解できたところですので、重ならないところでお伺いします。

まず、今現在、未就園児の定期的な預かり事業を試行的に実施していただいていると思うんですけども、この令和8年度からのこども誰でも通園制度では、今、例えば、ホームページに定期的な預かり事業で対象者が出ていると思うんですが、その対象者の条件などには変更があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 今回の乳児等通園支援事業については、今、実施している多様な他者との関わりの機会の創出事業とほぼ同等と考えてございまして、お預かりするための、利用条件としては、就労は問わずということと、あと、月の時間は国が示している10時間になっておりますが、10時間を越えた場

合は、来年度も引き続き多様な他者との関わりの機会の創出事業は東京都で実施されておりますので、10時間以上についても利用の御希望があった場合は、市としては事業を受けていただけるという状況となっております。

○松岡委員 分かりました。ほぼ同等ということです。あと、10時間を超えた場合は東京都の事業で、前回の第3回定例会、9月議会のときにもあったかと思うんですけども、こちらについても理解したところです。

もう一点ですけれども、私も資料をざっと軽くしか読めていなくて申し訳ありませんが、4ページの今後のスケジュールのところでも少しお伺いします。9月に出了た議案では、その際、認可を受け付けていて、そして審査を開始しているとあって、今回は令和8年1月以降と書かれているんですけど、現在の状況といいますか、認可審査の状況などについてお伺いしたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長 現在は、実施していただける園等から申請をいただいているところでございまして、その内容を審査してございます。審査した後、今後は運営の内容が合致しているかどうかの確認の業務に入ることになりまして、その確認については、子ども・子育て会議で意見を伺った上で、令和8年3月末までには認可確認の処理が終わったという通知を事業者へ送付する予定となっております。

○松岡委員 分かりました。3月末までには事業者が確定して、準備の体制が整っていくということだと思います。今の御説明の中でもありましたが、スケジュールとして、令和8年3月に確認に係る利用定員設定の意見聴取について、子ども・子育て会議にて行われるということでありましたが、ホームページに今年度の子ども・子育て会議のスケジュールが出されているんですけども、11月に終わっているのかなと思ってはいたんですけど、それについて、日程などが決まっていたら教えてください。お願いします。

○千葉子ども若者計画課長 今回、この制度ができたことによりまして、追加で子ども・子育て会議を1回開催することになっておりまして、現在、その日程調整をさせていただいているところでございます。

○松岡委員 現在調整中ということで、決まりましたらホームページなどで出していただけるということですね、承知しました。

先ほど、星委員もおっしゃいましたが、この制度は就労を問わず子どもを預けられて、子どもにとってはいろいろな方たちとの関わりで、自分の成長の中でいろいろなものを獲得していくということだと思うんですけども、月に少ない時間だといろいろと難しくなってくる、保育士だったり、子どもだったり、慣れない中で過ごすことが多いかと思っておりますので、その辺りは丁寧に進めていただきたいと思っています。

○高野委員 今のお二人の質疑を聞いて大分理解が進みました。ありがとうございます。

確認なんですけども、先ほど、横出し・上乘せは行っていないということなんですが、今後、子ども・子育て会議が月1回行われるというお話で、この制度の開始後、子どもの差ですとか、事故件数だとか、保育士の離職率なども含めた定期的な検証と制度見直しといったことが行われるという理解でよろしいのでしょうか、ちょっと違いますか。

○皆川委員長 月に1回ではなく、追加で1回ということです。

○高野委員 追加で1回ですか、聞き間違えました。追加で1回というのは、それはどのような内容なのでしょう。

○千葉子ども若者計画課長 これから追加で開催いたします子ども・子育て会議の中では、利用定員等の確認を行っていただく回となりますので、その内容等について、子ども・子育て会議のほうでこれから進捗を確認するとか、状況を確認するということではございませんので、今回は利用定員についての確認に

ついて意見をいただくことになってございます。

- 高野委員　結構いろいろな各地で、新たな保育士の方とか事業者の不安というのものもあるというお話は聞いていて、国の配置基準というのは最低基準で、市独自の上乘せはしないということなんですけども、その辺の定期的な状況の確認とか、先ほど申し上げたような事故件数とか保育士の離職率なども含めた何か検証をやっていってはどうなのかなと思うんですが、その辺のお考えはないでしょうか。
- 千葉子ども若者計画課長　子ども・子育て会議のほうでも乳児等通園支援事業の認可等について、保育園の負担だったりとか、あと事故などについても御意見はいただいているところでございますけれども、調査と集計というのは市に義務づけられてはおりません。実際には、何か事故等があれば市のほうに報告が入りますので、そういったものは蓄積していくことになろうかと思えます。また今後、国のほうで何か調査が始まるようであれば回答しながら、市として、何も関与しないというわけではなくて、状況については、どれぐらいのお子さんが通っているんだとか、お子さんが今どんな状況かというのは、園長先生からお話を伺うようなことがございます。現在も、園長先生から、お子さんを預かることについて、楽しく通ってもらっているということや、保護者の方もとても喜んでくださっているというような御意見も耳に入っておりますので、そういったことは、引き続き、市としても関係を持っていきたいと考えております。
- 高野委員　御丁寧にありがとうございました。ぜひ、その辺はアンテナを常に張っていただいて、御対応いただければと思います。よろしく願います。終わります。
- 皆川委員長　ほかに質疑のある方。
- 木島委員　ありがとうございます。体制がいよいよ整ってきたかなという印象も持っているところです。いよいよ来年度から本格実施という段に入ってきているかと思えます。既に、子ども若者・子育ていきいき計画の中でも、今後の量の確保の対策というんですか、見込みと対策について触れられているところなんですけれども、最初の構築する段階でなかなか予測が立てにくい部分もあったんだとは思いますが、この計画を踏まえた上で令和8年度はどういう状況なのか、ニーズとの兼ね合いで順調にその辺りの見込みと受入れ体制が万全に整う見通しが立っているのかどうか、この辺りの現状の取組について確認させていただきたいと思えます。
- 千葉子ども若者計画課長　まず、計画上の数字でございますけれども、こちらは全く何もないところから数字をつくり出しているものでございますので、国のほうで示していただいております算出方法に基づいて、現在、数字を算出しているところでございます。また、来年度の乳児等通園支援事業の実施について、現在、申請をいただいている保育所も、余裕活用型ではございますが7園ございまして、一般型の定員を定めたお預かりについては幼稚園2園で実施を予定していただいております。今年度の状況も踏まえつつ、来年度については状況がこれから固まってくると思えますので、市としましては今後さらに乳児等通園支援事業を実施していただきたいと思っておりますので、園が増えていくことについては進めてまいりたいと考えてございます。
- 木島委員　分かりました。かなり各施設も協力的にというか前向きに捉えていただいて、でき得る対応について御努力いただいている状況も伝わってきますので、安心して子育てができる環境が、より充実して整えられることを心から期待しておりますので、ぜひ、よろしく願います。
- 皆川委員長　よろしいですか。

ほかにございせんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　討論なしと認めます。

それでは、これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○皆川委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○皆川委員長　続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番　物価高対応子育て応援手当について、報告をお願いいたします。

○山元子ども子育て支援課長　それでは、報告事項1番、物価高対応子育て応援手当について、御説明いたします。資料を御用意しておりますので、併せて御覧ください。

物価高対応子育て応援手当は、物価高が続く中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、ゼロ歳から高校生年代までの児童1人に対し2万円を支給するもので、令和7年11月21日に閣議決定された国の経済対策に基づくものとなります。

支給対象者は、繰り返しとなりますがゼロ歳から高校生年代までの児童手当支給対象児童となり、児童手当同様、所得による支給制限はございません。本市における支給対象人数は、基準日である9月30日時点の児童手当支給対象児童数に公務員世帯の児童の見込み数を加え、基準日以降、年度内に出生する子も対象となることから、その見込み数も加えて2万298人と積算しております。

次に、支給の方法と支給時期ですが、児童手当を本市より受給している世帯に対しては申請不要で、児童手当の受取口座に振り込むプッシュ型で支給を行う予定です。その他、公務員世帯や基準日以降年度内に出生する子のうち児童手当の申請手続きがこれからとなる子とに関しては、原則として申請をいただき、申請に基づき支給を行います。

最後、支給の時期でございますが、プッシュ型に関しては令和8年2月下旬をめどとして支給を行うことを予定しております。また、申請に基づく支給に関しては、1月中をめどに申請の受付を開始し、システム稼働後、順次支払いを行ってまいります。

なお、申請期限については、現段階で国より示されておられません。決まり次第、当該手当に関するその他のお知らせと併せて、市報、ホームページ等で周知してまいります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○皆川委員長　報告が終わりました。質問のある方は挙手をお願いいたします。

○松岡委員　御説明ありがとうございました。資料の一番下の新生児について、お伺いしたいんですけども、ただいまの御説明でも出生届のときに合わせて御案内がされて、原則として申請していただくということを確認しているところなんですけど、申請方法について、申請者がポストに投函しなければいけなかったりとか、オンラインでできるのかとか、その辺のことが、決まっているようであれば教えていただけますでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長　こちらの申請については、オンラインで行うということは、現在、想定しておりません。まず、公務員世帯に関しては、統一した申請様式というのが国から示されております。そ

こに勤務先が9月の児童手当受給者である旨の証明を行って、それを住所地の市町村に提出することで支給がなされます。これから生まれるお子様に関しては、児童手当の手続とかそういったものに皆様御来庁されますので、そのときに併せて申請書に御記入いただいて、提出していただくことを想定しております。

○松岡委員 分かりました。オンラインはないということと、来庁時に一緒に書いてもらうことができるということで、承知しました。特に出生届を出すというタイミングは、忙しい時期であったり、これを申請する方というのは、原則として初産の方とか1人目のお子さんになるのかなと思うので、子育てが始まった中で本当に忙しい、大変な中だと思いますので、なるべく簡易にできる方法がいいかなと思っています。なので、今、窓口に来られるときに一緒に申請できるということで理解いたしました。丁寧に対応していただきたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、報告事項1番を終了いたします。



○皆川委員長 次に、報告事項2番 **その他**です。

資料として、令和7年度物価高騰対策支援事業について、が提出されております。資料に事業内容の説明についての記載があることから、担当からの説明を省略することといたします。

それでは、本件資料について、質問のある方は挙手をお願いします。

○星委員 1ページの項番5の子育て推進に要する経費の子ども食堂等への給付金支給について伺います。1事業当たり5万円ということで、今の物価高の中で運営が大変だということも聞いておりますので、こうした手当をしていくということは、子ども食堂等の継続性にとって意義があると考えています。

その上で、対象事業数が10事業というのは、ホームページを見ると子どもの居場所一覧というのがあるので、その「食」マークがついているところかなと思うんですけども、この10事業について、御説明をお願いします。

○千葉子ども若者計画課長 今回、この10事業を交付対象としたんですけども、こちらにつきましては、先日、市議会議員の皆様子どもマップこくぶんじというものをポスティングさせていただいておりますので、その中のフォークとスプーンのマークが入っている事業者のうち、指定管理に係らない10事業ということで、今回の支給対象とさせていただきます。

○星委員 10事業の実態は分かりました。それで、伺いたいのは、そこに当てはまらないところがどうしても出てくるというのがあって、私の聞いたところによると、毎回来てくれればいいけども、来ないと赤字になって、せっかくやってくれている人たちに持ち出しが発生するという声も聞いています。せっかくやってくれている子ども食堂とか地域食堂的なことが、継続できなくなるというのが地域にとって一番のマイナスだと思うので、そうした意味で、今回は当てはまらないんですけども、やっているところは、給付金が出るところと出ないところがあるんだと思われてしまうのを心配しているんですけども、この対象事業に入るにはどうすればいいのでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 今回、子どもマップこくぶんじを作らせていただいた経過なんですけれども、子どもの居場所づくり関係者懇談会というのがございまして、まず、そちらに参加していただいて、参加していただくに当たっては、市のほうに、例えば、そういった居場所関係や子ども食堂のお話をいただいた方には全てそちらに御参加されてはいかがですかということで御案内をさせていただいております。

また、今回、子どもマップこくぶんじを作った経過というのが、その懇談会の中で、前身のマップがございまして、そちらを更新していこうという意見が出まして、今回、市のほうで更新しました。更新するに当たっては、その懇談会に参加していただいている事業者等について、定期的に子ども食堂を実施していただいている事業者、そして市のほうでも事業の内容を確認できている事業者、確実に事業実施をしていただいている事業者というのを把握しまして、今回、子どもマップこくぶんじを作っておりますので、この子どもマップこくぶんじに該当している事業者であれば、急なお話だったんですけれども支給できる事業者ではないかという判断をいたしまして、今回この10事業者にしております。ですので、この子どもマップこくぶんじに載るにはどうしたらよいかというよりは、まずは市が開催しております子どもの居場所づくり関係者懇談会に御参加いただきたいと思います。市内の事業者が実際にどのような活動をされていらっしゃるかと、横連携を主に行っている場でございますので、そちらに御参加いただくことで市の事情も一番よく分かりますし、市内の運営事業者との関係性もつくれることと、内容も分かってくるかと思っておりますので、今、市としてはそちらへの参加を御案内しておりますので、そういったところに御参加いただくことがよろしいかなと考えております。

○星委員　この補正予算の目的が子ども食堂の継続性を支援するということだと思うので、もう少しだけ聞かせていただきますけれども、子どもの居場所づくり関係者懇談会は、地域に知ってもらいたいということなので、マップは非常に大事だと思うんです。ですから、この子ども居場所づくり関係者懇談会に参加して、こういう対象になるかどうかは市が内容を確認しないと駄目だと思うので、それはその先の話なんですけど、この懇談会は、どうやって開催されるとか、参加して情報交換なり、市と話をしたり、給付金を対象にしてもえるのかなどを確認したりされると思うんですが、どうしたら参加できるんですか。

○千葉子ども若者計画課長　まず、この懇談会とは別に、今、市のホームページに活動を実施している団体が載っているかと思っておりますけれども、それについては、市報で年間1回募集をかけて、載せたい事業者の募集をかける予定です。昨年度募集をかけまして、現在のホームページができております。また、そういった活動内容について確認が取れたところについては、市としても子どもの居場所づくり関係者懇談会にも御参加いただいて、連携できるような体制をつくってまいりたいと考えておりますので、まずは市報でホームページに活動内容を載せたい事業者の募集を今年度もする予定でございますので、そういったところを御覧いただきたいと考えております。

○星委員　分かりました。これで最後にします。市のホームページに載せたい事業者を募集しますので、そこへ問合せをするということが入り口だということですね。今年度の時期は、いつ頃の予定ですか。

○千葉子ども若者計画課長　令和8年3月までに市報に載せる予定でございます。

○皆川委員長　よろしいですか。

ほかに質問のある方。

○木島委員　子ども食堂の件を一般質問で取り上げさせていただいて、このように速やかに御対応いただいた点は高く評価したいと思います。これまでの質問の中でも確認した仕組みとか、様々な課題もある中だったと思うんですけれども、このように整理していただいたということは、大変スピード感のある取組であり、とても大きな一歩なのかなと思います。

今、星委員からの御指摘の御懸念の向きというものもしっかりと受け止めていく必要もあるんだと思えますし、以前にも私がこの関連で質問したときも、例えば、社会福祉協議会であるとか、フードバンク的な社会福祉協議会独自の取組としてやっている事業で、市がなかなか見えていないところなどでは社会福祉

協議会が情報を持っているというか、つながりがあるような運営をしている子ども食堂なんかもあるのではないかとということで、実態の把握というものは引き続き重要だと思いますので、ぜひ、これを契機に取り組んでいただきたいと思いますところでは。

今日は質問というよりも、しっかりとこのように反映していただいたということについて高く評価したいと思います。ほかの事業についても、もちろんきめ細かな支援策など、できる限りの事業を講じていただいていると総合的に判断していますので、ぜひ、適切に事業を推進していただきたいと思いますところでは。例えば、子ども食堂に関する支援というのは、もちろん、この後の補正予算審査特別委員会で最終的に議決を得てということにはなるんですけども、これも先ほどの二次元コード付きカード型商品券事業までは多分いかないと思うんですけど、この辺りの支給に関する給付の見通しというのはどのようになっているのか、見解を求めておきたいと思います。

○千葉子ども若者計画課長　今後、こちらについては支給に対して要綱等の整備をさせていただき、その後、対象事業者には、今回支給された金額について、最終的にどう使っていたのかという実績も出していただきたいと思いますと考えてございます。今現在、3月末までには支給予定としているところでございますので、そういった事業者について、補正予算審査特別委員会において可決された後には、対象事業者へ速やかに御案内等をさせていただきたいと考えてございます。

○木島委員　分かりました。当然、どのように使われたのかということの、初めての取組であるからこそ、そのような実績の状況を把握するのはとても大事なことだと思いますので、ぜひ、スピード感を持ってそのような対応を図っていただきたいと思いますということをお願いして、終わります。

○皆川委員長　ほかにございますか。

○高野委員　子ども食堂のところの一覧の話で、情報提供等は私も気になっていたもので、理解できました。ありがとうございます。

ただ、関連で一点だけ、実績報告のことなんですが、市民の方でいろいろな活動されている方からは、報告の負担が結構重いということをよくお聞きしているもので、ぜひ、その辺は、簡便な報告の仕方を工夫していただければなということは、要望として述べさせていただきます。

それで、質問なんですけども、項番14と15のところでは、学校関係経費でやっていただけるということだと思うんですが、ここで一つ確認したかったのは、子どもたちに用途、使途を考えさせるという案というのは御検討されなかったのですか。

○廣瀬教育総務課長　今回、選定に当たって、非常にタイトなスケジュールの中で、各学校の学校長からも意見を聞きながら選定させていただきました。これまで、学校のほうでどうしてもなかなか物価高騰で調達が難しいというか、そういうものを抱えていました。そういう中で、学校長から、しっかりと子どもたちの意見も入っているんでしょうか、学校長のほうからのそういった要望を聞いて、それで今回載せさせていただいたというものでございます。

○高野委員　なかなか時間がない中というところもあるのかなと思うんですが、せっかくお金を出すというときに、その使途も含めて、子どもたちに考えさせるということも、一つの教育的な意味もあるのかなと思いますので、これは一つのアイデアとして述べさせていただきます。

あともう一つだけ質問なんですけども、これは普通学級運営に要する経費とありまして、これは特別支援学級は入らなかったということなんですか。

○廣瀬教育総務課長　この予算経費の中で積んでおりますので、目的としては普通学級でございますが、

ただ、購入した後に絶対に特別支援学級のお子さんが使えないというようなことはないと思いますから、そこは、購入した後に各学校の状況に応じて柔軟に対応していきたいと考えてございます。

○皆川委員長　よろしいですか。

ほかにございますか。

○松岡委員　簡単にお伺いいたします。項番7、8、9、そして項番13に保育所だったり、家庭的保育室、幼稚園の物価高騰等に係る経費を支援ということで書かれていますけれども、この具体的な使い道がもし決まっているのであればその辺りと、あと、10月～12月分と1月～3月分で価格、値段が違うということも、理由があれば教えてください。

○桑野保育幼稚園課長　こちらの保育所等物価高騰対応支援給付金ですが、特に用途を制限しているものではないのですが、この支援給付金の趣旨としては物価高騰への対応というところですので、食費とか光熱水費とか、そういった高騰の影響を受けているところに使っていただくようにということで御案内させていただいております。

あと、補助額については、東京都の補助単価に基づいて当市においても実施するものでございます。

○皆川委員長　よろしいですか。金額の詳細は補正予算審査特別委員会でも議論があるかと思えます。

ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　それでは、この件についての報告も終了いたします。

ほかに報告はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　ほかにないようですので、以上で報告事項を終わります。



○皆川委員長　続きまして、閉会中の委員会視察の実施について、お諮りいたします。

当委員会における審査及び調査に資するため、閉会中に委員会視察を実施することとし、当該視察の実施については委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○皆川委員長　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については追って通知させていただきます。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時02分閉会